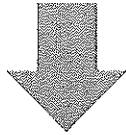


特定生産緑地の指定に向けたスケジュール （平成4（1992）年度に都市計画で定めた生産緑地地区の場合）

特定生産緑地は、生産緑地に定めてから30年を経過する日（申出基準日）までに指定が必要です

 平成30年度
（2018年度）

- ・生産緑地の所有者等を調査しています
- ・特定生産緑地の指定に関するスケジュールをお知らせします



 令和元年度
（2019年度）

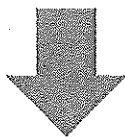
- 【8月頃】
- ・説明会案内を送付します
- 【9月以降】
- ・説明会を開催します
 - ・到来通知^{※1}・意向調査票等^{※2}を送付します
 - ・申請の受付を開始します



※1：現在所有している生産緑地の指定年月日を記載した通知
※2：特定生産緑地への指定の意向に関する調査票及び指定申請書

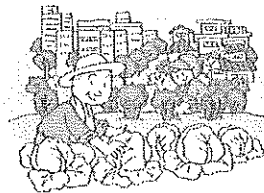
「特定生産緑地の指定についての主な流れ」※詳しくは、9月以降の説明会でご説明します。

- ① ご家族等と所有する農地の将来について、ご検討をお願いします。
- ② 到来通知を確認し、意向調査にご協力をお願いします。
- ③ 指定を希望する方は、指定申請書に必要資料を添付し、市に提出します。
- ④ 申請された生産緑地について、西東京市都市計画審議会の意見聴取を行います。
- ⑤ 特定生産緑地指定の告示を経た後、指定された旨を所有者等に通知します。



 令和2年度～

- ・意向調査票等を再送付します
（※申請書等のご提出がない方が対象です）
- ・申請を随時受け付けます



《申出基準日》

生産緑地に定めた日が、平成4（1992）年10月26日の場合は、30年を経過する令和4年10月26日が申出基準日となります。申出基準日を過ぎてしまうと特定生産緑地には指定できなくなりますので、ご注意ください。

【生産緑地に関するお問い合わせ先】

西東京市 都市整備部 都市計画課 都市計画担当（保谷庁舎5階）
電話：042-438-4050 ファクス：042-438-2022
メール：toshikei@city.nishitokyo.lg.jp



都市農地保全調査（東京都委託事業） 実施要領

令和元年5月
（一社）東京都農業会議

I 都市農地保全調査（対象＝農家）

1. 調査の目的

都市農地貸借円滑化法が施行されたことを受け、今後の都の施策に反映させるため、市街化区域内に農地を持つ農業者の生産緑地を貸したい、借りたいという意向がどの程度あるか、また、そのための条件がどのようなものを把握する。

また、区市において農業者のなかに生産緑地の貸借に関する希望がどの程度あるかを把握するために役立てる。

2. 調査の方法

基本は農作物生産状況調査に同封して配布、回収を行う。

ただし、農作物生産状況調査を独自の手法で実施している区市についてはその区市の担当者と相談しながら進めることとし、場合によっては農作物生産状況調査とは別に配布、回収を行う。

3. 調査対象者

対象区市：生産緑地がある36区市
（農業委員会が無い目黒区、太田区、中野区含む）

調査対象者：農業経営面積10アール以上の農家

4. 調査内容

（1）経営概況

（2）農地の貸借に関する意向

生産緑地を「貸したい」、「借りたい」意向について。また、そのための条件等について

5. 調査票の印刷、配布について

区市によって農作物生産状況調査の実施方法や時期が異なることから、区市ごとに調査対象者の数を把握してそれぞれの区市版の調査票を作成して発送に間に合うよう順次、印刷・発送を行う

II 特定生産緑地制度の指定に関するアンケート（対象＝区市担当者）

特定生産緑地制度の指定に関する進行状況や現場での課題を把握するため、生産緑地がある36区市の担当者（農業担当）を対象として、ごく簡単なアンケートを実施する（質問項目、調査時期等は調整中）。

※ 様式等が区市によって異なる場合があります

--	--	--	--	--

都市農地保全調査 調査票 (案) 農業者用

区市町村名: _____

1. 経営の概況

- (1) 家の農業に従事している方的人数 (家族のみ) を一つ選んでください
 ア. 1人 イ. 2人 ウ. 3人 エ. 4人 オ. 5人以上
- (2) 家族の中に50歳以下の農業従事者がいるかどうか、一つ選んでください
 ア. いる イ. いない
- (3) 直近の1年間のおおよその農業収入 (売上) についてあてはまるもの一つを選んでください
 ア. 家事消費のみで販売していない イ. 50万円以下
 ウ. 50万円以上～100万円未満 エ. 100万円以上～300万円未満
 オ. 300万円以上～500万円未満 カ. 500万円以上～700万円未満
 キ. 700万円以上～1,000万円未満 ク. 1,000万円以上
- (4) 市街化区域内に所有している農地の面積および、そのうち生産緑地の指定を受けている部分の面積を記入してください

① 市街化区域内に所有している農地面積	約 _____ アール
② 上記のうち生産緑地の面積	約 _____ アール

(参考 10アール=1,000㎡)

2. 所有している生産緑地を貸し出す意向について

- (1) 所有している生産緑地を貸し出す意向があるかどうかについて、あてはまるものを一つ選んでください
- ア. 所有している生産緑地を貸す意向は無い
 イ. 既に貸している、または貸すための手続きに入っている
 ウ. 所有している生産緑地をすぐに貸したい → (2) (3) (4)
 エ. 所有している生産緑地を将来的には貸したい → (2) (3) (4)
 オ. 当面は自分の家族で耕作するが、将来は貸す可能性もある → (2) (3) (4)
 カ. わからない
- (2) 前の設問(1)でウ、エ、オを選んだ方は、所有している生産緑地のうちのどのくらいの面積を貸すことを想定しているか一つ選んでください
- ア. 所有しているすべての生産緑地
 イ. 所有している生産緑地のうち半分以上 (5割～9割)
 ウ. 所有している生産緑地のうち一部 (4割以下)
 エ. わからない、または未定

(3) 設問(1)でウ、エ、オを選んだ方は、所有している生産緑地を貸すとしたらどんな相手を想定しているか、あてはまるものすべてに○を付けてください

- ア. 地元の農業者
- イ. 新規就農者
- ウ. 地元の区や市(自治体)
- エ. 地元のJA
- オ. 民間の事業者
- カ. その他()
- キ. わからない、または未定

(4) 設問(1)でウ、エ、オを選んだ方は、所有している生産緑地を貸す場合の条件について、あてはまるものすべてに○を付けてください

- ア. 受け取る賃料が納得のいく水準であること
- イ. 相続発生時なども想定して安心して貸せる相手であること
- ウ. 借りるのが地元農家や役所、JAなどよく知っている相手であること
- エ. 貸した農地を荒らさず、きれいに管理してくれること
- オ. 短期的ではなく長期的に借りてくれる相手であること
- カ. 長期ではなく短い期間(1年~数年)の契約で借りてくれること
- キ. 貸した相手が地域に貢献するような使い方をすること
- ク. 特に条件は無い

3. 生産緑地を借り入れる意向について

(1) 生産緑地を借り入れる意向があるかどうか、一つ選んでください

- ア. 借りたいと考えている、または将来は借りる可能性がある
- イ. 借りる意向は無い
- ウ. わからない、または未定

(2) 前の設問(1)でアを選んだ方は、どのくらいの面積の生産緑地を借りたいか、または借りる可能性があるか記入してください

借り入れしたい、または借りる可能性がある生産緑地面積	約 _____ アール
----------------------------	-------------

(3) 設問(1)でアを選んだ方は、どのような条件ならばその生産緑地を借り入れるか、すべて選んで○を付けてください

- ア. 自分の住居や所有する農地からの距離が近いこと
- イ. よく知っている農家が所有している農地であること
- ウ. 荒れておらず、すぐに耕作できる状態の良い農地であること
- エ. 長期的に借りられる見込みがあること
- オ. 短期的(1年~数年)な契約であること
- カ. 施設(ハウス)を建てられる、または既に建っていること
- キ. 支払う地代が納得のいく水準であること
- ク. 支払う地代が無料であること
- ケ. 安心できる仲介者(区市、農業委員会、JAなど)がいること
- コ. 困っている仲間や仲介者から頼まれれば借りてもよい
- サ. その他()

ご協力ありがとうございました